

通勤途中や仕事中の交通事故は労災事故となり、自賠責保険や自動車保険と併せて、労災保険の請求も行うことができます。

このような場合、会社としてどういった責任や手続きが必要となるのでしょうか？

## 1. 交通事故における会社の責任

### ・通勤災害の場合

⇒ 通勤の途上での事故の場合は原則として、会社に責任はありません。しかし、通勤に社用車を使用していた場合、運行共用者として責任を負うことになります。

### ・業務災害の場合

⇒ 労災保険の考えとして「業務起因性」と「業務遂行性」があったか否かが問われますが、営業や運送業などの業務で運転をしている際の交通事故は労災に該当します。また、労災保険では使用者の無過失責任の考え方をしていますので、たとえ会社に過失がなくても一定の責任は会社にあることになり、業務災害の交通事故の場合、会社に使用者としての責任はあるといえます。

## 2. 自賠責保険と労災保険の関係

自賠責保険と労災保険はどちらが優先されるのでしょうか？これは、被災した労働者本人が「労災保険と自賠責のどちらを先に請求するか」を決めることになります。つまり、労働者の自由意思で労災優先を希望すれば、会社は労災請求の手続きを取る必要があります。

ところが、厚生労働省からは「労災保険の給付と自賠責保険の損害賠償額の支払との先後の調整については、給付事務の円滑化をはかるため、原則として自賠責保険の支払を労災保険の給付に先行させるよう取り扱うこと」という通達が出ております。通達ですので、労働者に対する強制力はありませんが、現実的には労働基準監督署において、労災保険を優先するのではなく、自賠責保険を優先するように言われます。

では、どのような場合に労災保険を優先すべきなのでしょうか？

- ・被災した労働者が加害者である場合
- ・被害者であっても、相手加害者が自賠責保険にしか加入していない場合、もしくは自賠責保険にも加入していない無保険の場合
- ・過失割合に争いがある場合
- ・裁判になった場合

以上が一般的に考えられますが、一概に言えないというのが現状です。

なお、労災保険では被害者、加害者、過失割合によって支給額が変わることはありません。

しかし、自賠責保険においては、被害者に7割を超える重大な過失があった場合には、損害額から20%～50%減額されて支払われます。（損害額が支払限度額を超える場合は、支払限度額から減額されます。）

自分が加害者の場合は特に「慰謝料」の問題があります。自賠責保険は慰謝料の給付がありますが、労災保険では慰謝料は出ません。慰謝料の支払いを行わなければならない場合には自身の傷害等については労災保険を先行して使用するのが望ましいと考えられます。

## 2. 治療費について

一般的には、被災した労働者が被害者である場合は、まず相手（加害者）に請求します。過失割合により補償額は変わります。

逆に被災した労働者が加害者である場合は、被害者の治療費を負担し、自分の治療費は労災保険に請求することができます。労災保険に請求した場合、過失割合がどうであれ、100%給付されます。一部負担もありません。

- ・業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき  
(労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき)
  - ・療養補償給付たる療養の給付請求書(5号)
  - ・療養給付たる療養の給付請求書(16号の3)
- ・業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき  
(労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき)
  - ・療養補償給付たる療養の費用請求書(7号)
  - ・療養給付たる療養の費用請求書(16号の5)

## 3. 休業補償

労災保険では、被災した労働者が、業務上又は通勤の途中で事故に遭い、その療養のため労働することができないために、賃金を受けることができない日の第4日目から、休業補償給付を受けることができます。業務上の災害の場合は最初の3日間は会社が休業補償をする必要があります。

支給額は原則として、休業1日につき、平均賃金額の100分の60に相当する額となります（更にこれに上乗せする形で、休業特別支給金があります）。

自賠責保険では、治療のため得ることができなかった収入や賃金（主婦などの家事に専念する方にも支払われます）が、休業損害という形で支払われます。

支給額は1日につき、5,700円（これ以上に収入減の証明がある場合は、日額19,000円を上限として実費）。労災保険とは異なり、休業した初日から支払われます。ただし、被害者1名につき120万円が支払限度額となります。

- ・休業（補償）給付  
(業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき)
  - ・休業補償給付支給請求書(8号)
  - ・休業給付支給請求書(16号の6)
- ・傷病（補償）年金  
(業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次のいずれにも該当することとなったとき)
  - ・傷病が治っていないこと
  - ・傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること

☆ 障害が残ってしまった場合や亡くなられた場合の手続きについてはもっと複雑なため、今回は割愛させて頂きました。